

第1章 調査の概要

1 調査の目的・対象者・方法等

(1) 調査の目的

本調査は、子どもの生活状況や子どもとの関わり、家庭の状況などをうかがい、今後の子ども・子育て支援施策の充実や改善につなげる基礎資料とするため、実施したものです。

(2) 調査対象者

呉市立の学校に通う、小学5年生及び中学2年生とその保護者

	小学5年生の家庭	中学2年生の家庭
子ども	1,678人	1,697人
保護者	1,678人	1,697人

(3) 調査方法

調査票は「小学生票」「中学生票」（以下「子ども票」という。）と「小学生保護者票」「中学生保護者票」（以下「保護者票」という。）で構成され、学校を通じて配付。子どもと保護者がそれぞれ無記名で記入の上、子ども票用、保護者票用の個別封筒に入れ封印したのち、世帯用の封筒に入れたものを学校を通じ回収した。

(4) 調査時期

平成29年7月

2 回収状況

(1) 有効回答数（回答率）

		小学5年生の家庭	中学2年生の家庭
子ども	有効回答数	1,415	1,398
	回答率	84.3%	82.4%
保護者	有効回答数	1,483	1,393
	回答率	88.4%	82.1%

3 集計結果の表示方法

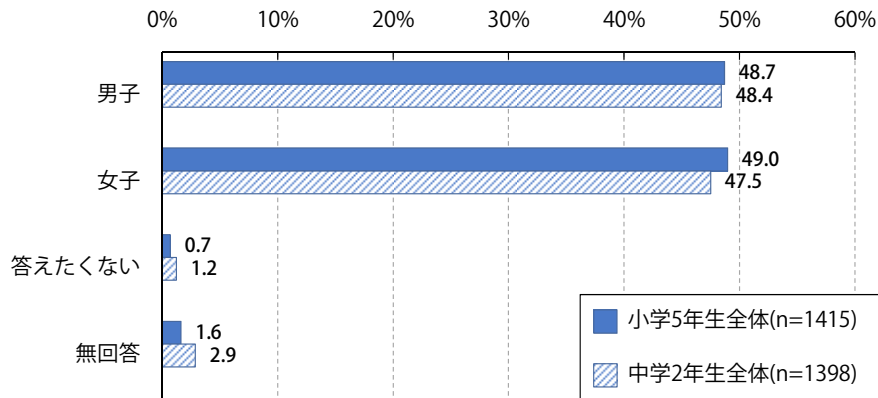
- 本報告書では、子ども票，保護者票の設問をテーマごとに分類し，集計結果を掲載しています。
- 生活困難層，非生活困難層を判定するための設問で無回答のため，判定不能としたものがあります。そのため，生活困難層，非生活困難層の合計は全体数と同数ではありません。
- 「調査結果」の図表は，原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は，「Number of case」の略で，構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では，回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し，小数点以下第2位を四捨五入し，小数点以下第1位までを表記します。このため，すべての割合の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では，すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は，回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略して表記しています。
- 設問文の（保/問○）は保護者票，（子/問○）は子ども票の設問番号を表します。
- グラフ及び文章中で選択肢を一部省略している場合があります。
- クロス集計グラフでは，見やすさを優先し「0.0%」の数値表示を省略しているものがあります。

4 回答者の基本属性

(1) 子どもの性別

▼あなたの性別を教えてください(子/問1)

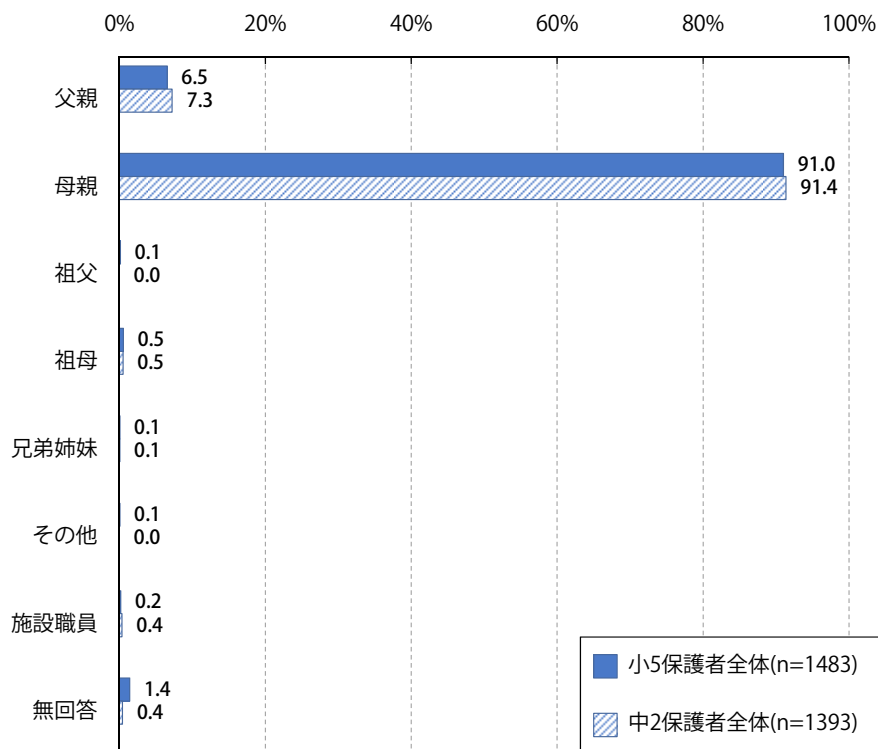
子どもの性別は、小学5年生の「男子」が48.7%、「女子」が49.0%、中学2年生の「男子」が48.4%、「女子」が47.5%となっています。



(2) 子どもからみた回答者の続柄

▼お子さんとあなた(回答者)との関係は、次のどれになりますか(保/問3)

回答者は小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに「母親」が9割を超え多数を占めています。

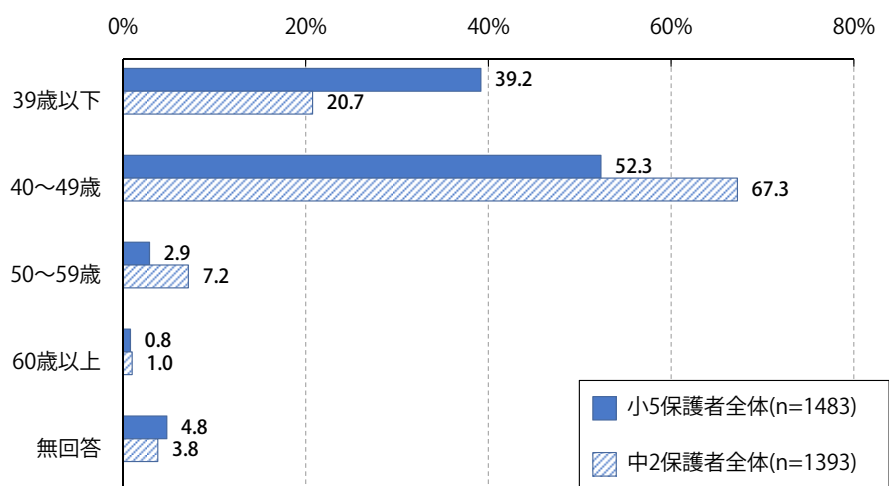


(3) 保護者の年齢

▼あなたの年齢を教えてください(保/問4)

小学5年生保護者では「40～49歳」が52.3%で最も多く、次いで「39歳以下」が39.2%、「50～59歳」が2.9%となっています。

中学2年生保護者でも同様の傾向がみられ、「40～49歳」が67.3%で最も多く、次いで「39歳以下」が20.7%、「50～59歳」が7.2%となっています。



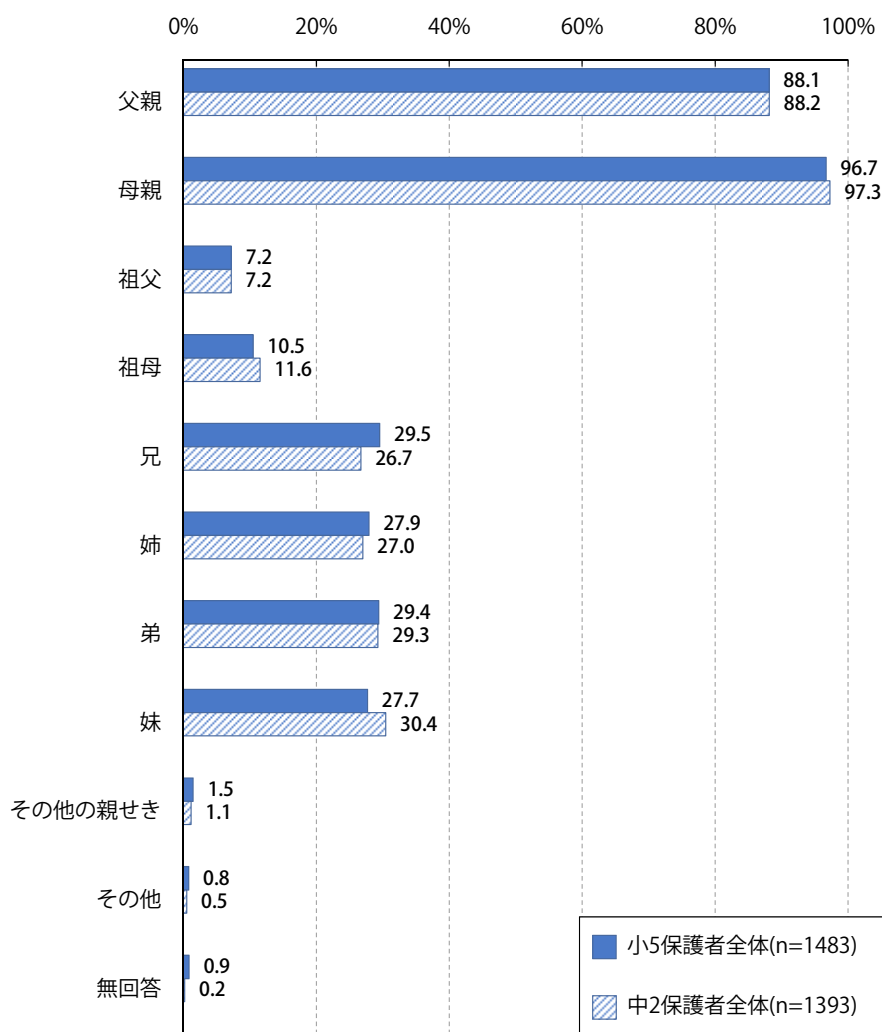
(4) 世帯構成

▼お子さんと同居しているご家族の方は、どなたですか（保/問7）

（複数回答）

同居の家族について、小学5年生では「母親」が96.7%で最も多く、次いで「父親」が88.1%、「兄」が29.5%、「弟」が29.4%、「姉」が27.9%、「妹」が27.7%となっています。

中学2年生では「母親」が97.3%で最も多く、次いで「父親」が88.2%、「妹」が30.4%、「弟」が29.3%、「姉」が27.0%、「兄」が26.7%となっています。

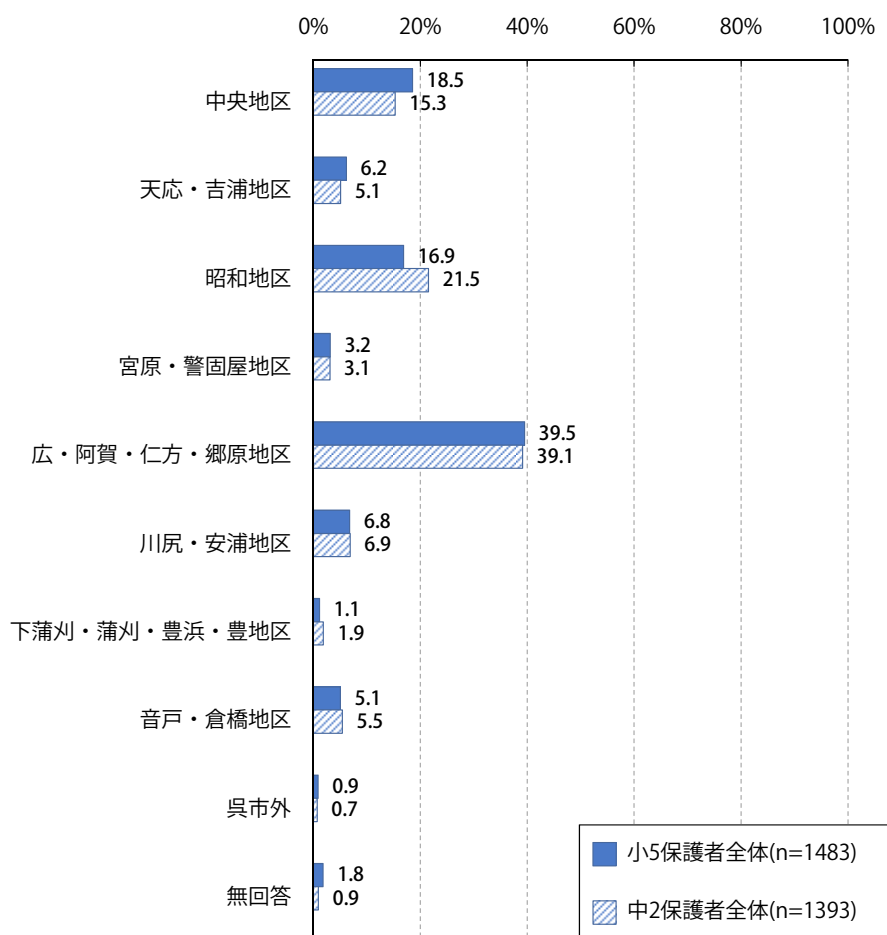


(5) 居住地区

▼お住まいの地区はどこになりますか（保/問2）

お住まいの地区について、小学5年生の保護者では「広・阿賀・仁方・郷原地区」が39.5%で最も多く、次いで「中央地区」が18.5%、「昭和地区」が16.9%となっています。

中学2年生の保護者では「広・阿賀・仁方・郷原地区」が39.1%で最も多く、次いで「昭和地区」が21.5%、「中央地区」が15.3%となっています。



5 「生活困難」について

(1) 本調査における「生活困難」とは

本報告では、子どもの生活における「生活困難」を、3つの要素から分類します。

- ① 低所得
- ② 家計の逼迫（ひっぱく）
- ③ 子どもの体験や所有物の欠如

「①低所得」は、先進諸国の貧困の測定に最も一般的に用いられ、厚生労働省も用いている指標ですが、本調査においては、自記式の質問紙調査であるため、把握できる世帯所得の精緻度が限られています。そこで、所得データを補完するために、「②家計の逼迫（ひっぱく）」と「③子どもの体験や所有物の欠如」に用いられている物質的剥奪指標を用います。物質的剥奪指標は、所得データによる貧困率と一緒に用いることで、貧困の測定の精緻化が可能であることが欧州連合などを始め国内外の研究により判明しています。以下にそれぞれの詳細な定義を示します。

① 低所得

「低所得」を、世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準*未満の世帯と定義します。なお、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」にて公表されている「子どもの貧困率」（13.9%）と比較できません。

*：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」（所得は平成27年値）の世帯所得の中央値（428万円）を、平均世帯人数（2.47人）の平方根で除した値の50%である136.2万円

② 家計の逼迫（ひっぱく）

「家計の逼迫（ひっぱく）」は、経済的な制約を子どもに課し、生活水準を低下させるだけでなく、親の心理的なゆとりや、心身的健康状態の悪化を通して子どもに悪影響をもたらす可能性があると言われてしています。そこで、家計の逼迫（ひっぱく）を、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義します。具体的には、保護者票において過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫（ひっぱく）」があると定義します。

③ 子どもの体験や所有物の欠如

上記①と②は、世帯全体の生活困難を表しますが、子ども自身の生活困難を表す指標として、「子どもの体験や所有物の欠如」を用います。ここで用いられる子どもの体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品です。

具体的には、保護者票において過去1年間に、「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」ことが「経済的にできない」、「毎月お小遣いを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習いごと（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが「経済的にできない」、または「子どもの年齢に合った本」「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全15項目）です。これらの項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子どもの体験や所有物の欠如」の状態にあると定義します。

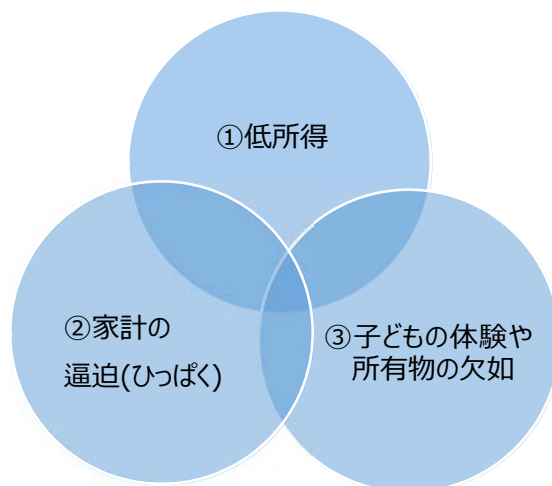
「生活困難層」の定義について

●本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類した。

①低所得	③子どもの体験や所有物の欠如
<p>等価世帯所得が厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p>＜低所得基準＞ 世帯所得の中央値 428 万円 ÷ √平均世帯人数 (2.47 人) × 50% = 136.2 万円</p>	<p>子どもの体験や所有物などに関する次の 15 項目のうち、<u>経済的な理由</u>で、欠如している項目が 3 つ以上該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事(音楽, スポーツ, 習字等)に通わせる 9 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子どもの年齢に合った本 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所
②家計の逼迫(ひっぱく)	
<p><u>経済的な理由</u>で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金 5 家賃 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった 	

◆生活困難層(生活困窮層・周辺層), 非生活困難層

生活困難層	生活困窮層 + 周辺層
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない



(2) 生活困難層の割合

「低所得」や「家計の逼迫（ひっぱく）」、「子どもの体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、生活困窮層にあると思われる小学5年生の家庭は8.2%、いずれか1つに該当するその周辺層まで含めた生活困難層にあたる小学5年生の家庭は21.8%、同様に中学2年生の家庭は生活困窮層が9.2%、生活困難層が24.6%となっています。

また、世帯構成別では、小学5年生のひとり親家庭の31.7%が生活困窮層、中学2年生のひとり親家庭の34.9%が生活困窮層となっています。

(生活困難層の内訳)

区 分	小学5年生	中学2年生
生活困難層	21.8%	24.6%
生活困窮層	8.2%	9.2%
周 辺 層	13.6%	15.4%
非生活困難層	78.2%	75.4%

(世帯構成別の生活困難層の内訳)

区 分		ふたり親の家庭	ひとり親の家庭	
生 活 困 難 層	生活困窮層	小学5年生	5.4%	31.7%
		中学2年生	5.5%	34.9%
	周 辺 層	小学5年生	11.7%	28.3%
		中学2年生	13.6%	27.9%
非生活困難層	小学5年生	82.8%	40.0%	
	中学2年生	80.9%	37.2%	

※端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。